

広島市成年後見利用促進センター運営事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱第8条に規定する、中核機関の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 中核機関は、広島市成年後見制度利用促進事業実施要綱第2条の目的に資するため、地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において各関係機関と連携し、ネットワークが担う広報、相談対応、成年後見制度（以下「制度」という。）利用促進及び後見人支援それぞれの機能を強化していく上で中核的な役割を果たすことを目的とする。

(設置運営主体)

第3条 設置運営主体は広島市とする。ただし、市長は、中核機関を適切に運営できると認められる者に運営業務の全部又は一部を委託することができる。

(中核機関の名称)

第4条 中核機関の名称は、広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）とする。

(センターの業務)

第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広報業務

- ア 制度及びセンターの広報
- イ 市民に対する講演会・セミナーの企画・実施
- ウ 地域団体、専門職団体、医療機関及び金融機関などの関係者に対する研修会又は勉強会の企画・実施
- エ 関係機関等との連携による効果的な広報の実施

(2) 相談業務

- ア 制度の利用に関する市民からの相談に対応できる体制の整備
- イ 地域包括支援センター等相談支援機関からの相談に対応できる体制の整備
- ウ 弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等とのアドバイザー契約に基づくケース検討会議へのアドバイザー派遣及び必要に応じたケース検討会議への参加
- エ 適切な関係機関へのつなぎ、制度以外の支援方法の検討

(3) 制度利用促進業務

- ア 市民後見人養成研修及び市民後見人候補者バンク登録者等への継続的な研修
- イ ネットワークの拡充・強化及びネットワークの活用による権利擁護支援チームへの後方支援
- ウ 協議会への参加及び企画提案
- エ 市長申立て事件に限定した本人の意思決定支援及び適切な後見人等候補者（市民後見人に限る。）の推薦のための受任者調整
- オ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

(4) 市民後見人等支援業務

- 広島市市民後見人候補者バンク登録者が後見人等として選任された後の定期的な面談及び相談対応などの支援

(5) その他広島市が必要と認める業務

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第5条第3号及び第4号の規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。